

事業概要

平成 24 年度



山梨県食肉衛生検査所

〒406-0034 山梨県笛吹市石和町唐柏 1028

電話 055-262-6121

F A X 055-263-9528

E-mail: shokuniku@pref.yamanashi.lg.jp

目 次

第1章 総 説

1	検査所の沿革	1	-	1
2	関係条例	1	-	2
	(1) 山梨県行政組織規則	1	-	2
	(2) 山梨県行政機関等の設置に関する条例	1	-	2
	(3) 山梨県事務決裁規則	1	-	3
	(4) 山梨県職員給与条例	1	-	4
	(5) 山梨県職員の給与に関する規則	1	-	5
	(6) 山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程	1	-	5
3	食肉衛生検査所の組織・構成	1	-	6
4	検査所の概要	1	-	7
	(1) 施設の概要	1	-	7
	(2) 平面図	1	-	7
	(3) 案内図	1	-	9
	(4) 主要備品の一覧表	1	-	10
5	山梨県と畜・食鳥検査手数料	1	-	11
6	と畜場・食鳥処理場一覧表	1	-	11
7	処理場の開場状況	1	-	11

第2章 事業概要

1	事業の内容	2	-	1
2	食肉関係	2	-	1
	(1) 年度別食肉検査状況	2	-	1
	(2) 平成24年度と畜場別検査頭数	2	-	2
	(3) 月別検査頭数	2	-	2
	(4) とさつ禁止、廃棄状況	2	-	3
	(5) 病名別一部廃棄状況	2	-	4
	(6) 衛生指導	2	-	6
	(7) フィードバック事業	2	-	6
3	食鳥関係	2	-	7
	(1) 年度別検査羽数及び廃棄状況	2	-	7
	(2) 平成24年度検査結果	2	-	8
	(3) 衛生指導	2	-	9
	(4) フィードバック事業	2	-	9
4	精密検査関係	2	-	10
	(1) 精密検査実施状況	2	-	10
	(2) 各検査室における検査内容	2	-	11
5	食肉衛生推進事業	2	-	15
6	研 修	2	-	16

第3章 調査・研究発表

1		3	-	1
---	--	---	---	---

第1章 総 説

1. 検査所の沿革

- 昭和38. 3.14 山梨県枝肉センターの発足に伴い、公衆衛生課からと畜検査員派遣
昭和38. 4. 1 石和保健所に、と畜検査係が新設され、山梨県枝肉センターで行うと畜検査を担当する。
- 昭和42.11. 1 山梨県枝肉センターは、(株)山梨県食肉公社となる。
- 昭和44. 3.31 町営上野原と畜場廃止
- 昭和46. 4. 1 山梨県食肉衛生検査所発足、(株)山梨県食肉公社内の既設建物の一部を仮庁舎とする。県下6と畜場を所管
石和保健所と畜検査係廃止
- 昭和48. 2.21 鯉沢と畜場廃止
- 昭和48. 7. 5 山梨県食肉衛生検査所庁舎を建設する。
敷地面積 652.83m²
庁舎本館 鉄筋コンクリート2階建 328m²
附属建物 車庫、動物飼育室、ブロック造平屋建 40m²
附属施設 プレハブ倉庫
- 昭和49. 3.31 峡東と畜場廃止
- 昭和49. 4. 1 次長制が設置される。
- 昭和50. 7.11 巨摩と畜場廃止
- 昭和59. 7.20 葦崎と畜場移転廃止
- 昭和59. 7.21 葦崎食肉センター発足
- 平成 3. 4. 1 食鳥法関係の事務を所掌する。
- 平成 3. 9. 1 (株)山梨県食肉公社は(株)山梨食肉流通センターとなる。
- 平成 4. 1.10 山梨県食肉衛生検査所新庁舎起工式
- 平成 4. 1.23 葦崎食肉センター廃止
- 平成 4. 4. 1 山梨県行政組織規則の一部改正により、検査第一課・検査第二課の2課制となる。
「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」の発足
甲斐食産(株)及び山梨チキン事業協同組合において食鳥検査開始。
- 平成 4.11. 8 新庁舎へ移転
- 平成 5. 3.25 新庁舎 竣工式
敷地面積 903m²
建物延面積 918m²
本館 鉄筋コンクリート造 3階建 752m²
附属建物 鉄筋コンクリート造 2階建 110m²
附属施設 軽量鉄骨造(車庫) 56m²
- 平成 9. 3.31 富士吉田食肉センター廃止
- 平成10. 1. 5 山梨チキン事業協同組合休止
- 平成11. 9.30 " 廃止
- 平成11.11. 1 甲斐食産(株)許可(八代町)
- 平成13.10.18 BSE検査開始
- 平成14. 3.12 BSE検査室整備
- 平成14.11. 1 甲斐食産(株)休止(石和町)

2. 関係条例(抜すい)

(1) 山梨県行政組織規則

(昭和四十三年三月三十日山梨県規則第十二号)

第三章 出先機関

第一節 設備内部組織及び事務分掌

(設置及び内部組織)

第十六条 各部等の事務を所掌させるため、次に掲げる出先機関を置く。

2 前項の出先機関の位置は、別表第三のとおりとする。

(別表第三)

出先機関	課	位置
食肉衛生検査所	検査第一課 検査第二課	笛吹市

6 出先機関の分掌事項は、別表第五のとおりとする。

(別表第五)

食肉衛生検査所	一 獣畜のとさつ又は解体の検査に関すること。 二 とさつ解体の禁止及び措置の命令に関すること。 三 設置者等に対し、県が必要と認める報告の徴収及び立入り検査に関すること。 四 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関すること。
---------	--

第十八条 食肉衛生検査所に次長を置く。

15 次長は、上司の命を受け、その所掌事務を整理し、所長を補佐する。

(2) 山梨県行政機関等の設置に関する条例

(昭和六十年三月二十九日山梨県条例第二号)

(食肉衛生検査所)

第十条 法第一百五十六条第一項の規定により、と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)に基づく事務を分掌させるため、食肉衛生検査所を設置する。

2 食肉衛生検査所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
山梨県食肉衛生検査所	笛吹市	県下全域

(3)山梨県事務決裁規則

(昭和四十三年三月三十日山梨県規則第十三号)

第一章 総 則

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

六 所長 組織規則第十七条第一項に規定する出先機関の長をいう。

八 専決 知事の権限に属する事務の一部を常時知事に代わって所長及び出先次長限りで決裁すること。

(所長の専決事項)

第五条 所長の専決事項は別表第一、第二のとおりとする。(以下概要)

1 所長の共通専決事項(別表第一)

- | | |
|----|--|
| 1 | 所属職員の事務分掌に関すること。 |
| 2 | 所長及び次長の旅行の命令及びその復命の受理に関すること。 |
| 3 | 所長及び次長の年次有給休暇の付与、有給休暇、介護休暇及、職務に専念する義務の免除の承認及び週給日の振替に関すること。 |
| 4 | 地方公務員の育児休業等に関する法律の規定による部分休業の承認に関すること。 |
| 5 | 所属職員の時間外勤務、休日勤務及び当直勤務の命令並びに時間外勤務代休時間及び休日の代休日の指定に関すること。 |
| 6 | 臨時的任用(出先機関に係る二月以内の期間のもの)に関すること。 |
| 7 | 所属職員の身分証明書の書換えの検認に関すること。 |
| 8 | 通知、申請、照会、回答、報告、届出及び進達並びに督促に関すること。 |
| 9 | 所掌事務に係る証明書等に関すること。 |
| 10 | 登記嘱託に関すること。 |
| 11 | 行政財産の使用許可に関すること(電柱、ガス管、水道管、その他これらに類する物の設置及び継続使用に係るものに限る。) |
| 12 | 行政文書の開示の決定に関すること。 |
| 13 | 個人情報の開示及び訂正の決定に関すること。 |
| 14 | その他前各号に準ずる事項に関すること。 |

2 所長の固有専決事項（別表第二）

食肉衛生検査所
一 と畜場法の規定による次の事項 1 と畜頭数の制限に関する事。こと。 2 獣畜のとさつ又は解体の検査に関する事。こと。 3 とさつの解体の禁止等の措置及び措置命令に関する事。こと。 4 自家用とさつの届出の受理に関する事。こと。 5 と畜場外とさつの届出の受理又は許可及び必要な措置に関する事。こと。 6 と畜場の設置者等に対する県が必要と認める報告の徴収及び立入検査に関する事。こと。 7 都道府県等食品衛生監視指導計画に関する事。こと。
二 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の規定による次の事項（認定小規模処理業者に係るものを除く。） 1 食鳥処理業者等に対する報告の徴収及び立入り検査に関する事。こと。 2 食鳥検査に関する事。こと。 3 食鳥のとさつ等の禁止、食鳥の隔離等に係る命令若しくは職員の執行又は食鳥の廃棄等に係る職員の執行に関する事。こと。
三 食品衛生法の規定による次の事項 1 と畜場及び食鳥処理場（認定小規模処理業者に係るものを除く。）に対し県が必要と認める報告の徴収及び臨検検査に関する事。こと。 2 と畜場及び食鳥処理場（認定小規模処理業者に係るものを除く。）における食肉の収去及び検査に関する事。こと。 3 と畜場及び食鳥処理場（認定小規模処理業者に係るものを除く。）における食肉の廃棄並びにその他と畜場及び食鳥処理場（認定小規模処理業者に係るものを除く。）における食品衛生上の危害の除去のために必要な措置命令。

(4) 山梨県職員給与条例

（昭和二十七年十一月二十七日山梨県条例第三十九号）

（給料の調整）

- 第十一条 人事委員会は、給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対して適当でないとき、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。
- 2 前項の規定による給料の調整額は、その調整前における給料月額の百分の二十五をこえてはならない。
- 3 第一項の調整額表の適用は、その職員が同項に規定する職にある期間に限るものとする。

(5)山梨県職員の給与に関する規則

(昭和三十二年十一月二十六日山梨県人事委員会規則第七号)

(給料の調整)

第三十条 条例第十一条の規定により給料の調整を行う職は、別表第十の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の職員欄に掲げる職員の占める職とする。

- 2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第十一に掲げる調整基本額に、その者に係る別表第十の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が給料月額百分の二十五を超えるときは、給料月額百分の二十五に相当する額とする。

(別表第十)

勤務箇所	職員	調整数
食肉衛生検査所	(1) 常時と畜検査及び食鳥検査に従事する職員	三
	(2) 所長及び次長	一
	(3) (1)から(2)までに掲げる者以外の者で人事委員会が調整を必要と認めるもの	一

(別表第十一) 調整基本額表(抜すい)

行政職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6,500円
2 級	8,400円
3 級	9,600円
4 級	10,200円
5 級	10,600円
6 級	11,100円
7 級	12,100円
8 級	12,700円
9 級	14,300円

(6)山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程

(昭和三十二年六月一日山梨県訓令甲第十七号)

(目的)

第一条 この訓令は、山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山梨県条例第五号)第二条第五項、第四条第一項及び第六条第四項の規定に基づき、山梨県職員の勤務時間の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務時間等)

第二条 この訓令の規定の適用を受ける職員の範囲並びに当該職員の勤務時間、休憩時間及び週休日の特例は、別表のとおりとする。

別表（第二条関係）

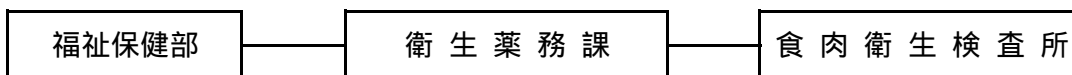
職 員	勤 務 時 間	勤務時間及び勤務時間の割振り	休 憩 時 間
食肉衛生検査所に勤務する職員	四週間について百五十五時間（ただし、休憩時間を除く。）	勤務時間の割振り は、所長が定める。	一時間とし、その割振りは、所長が定める。

週 休 日
日曜日及び所長が四週間ごとの期間について定める日曜日以外の四の日

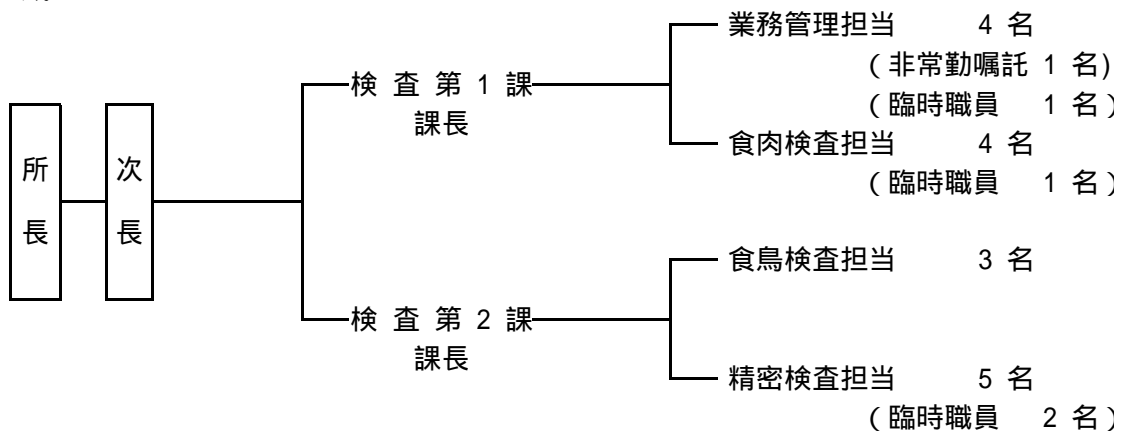
3. 食肉衛生検査所の組織・構成

（平成24年4月1日現在）

組 織



構 成



職員総数 20名

技術職 14名

事務職 1名

非常勤嘱託 1名

（技 1）

臨時職員 4名

（技 2）

4 . 検査所の概要

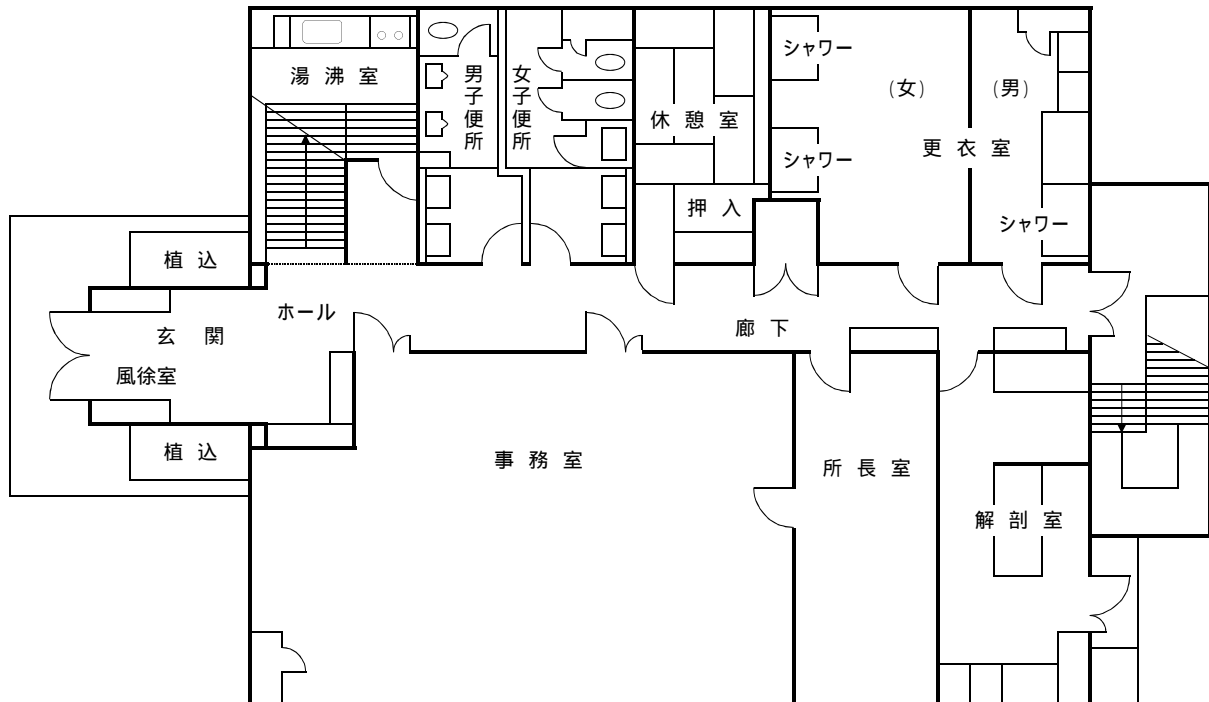
(1) 施設の概要

- ・敷地面積 903 m²
- ・建物延面積合計 918 m²
- ・建物の構造

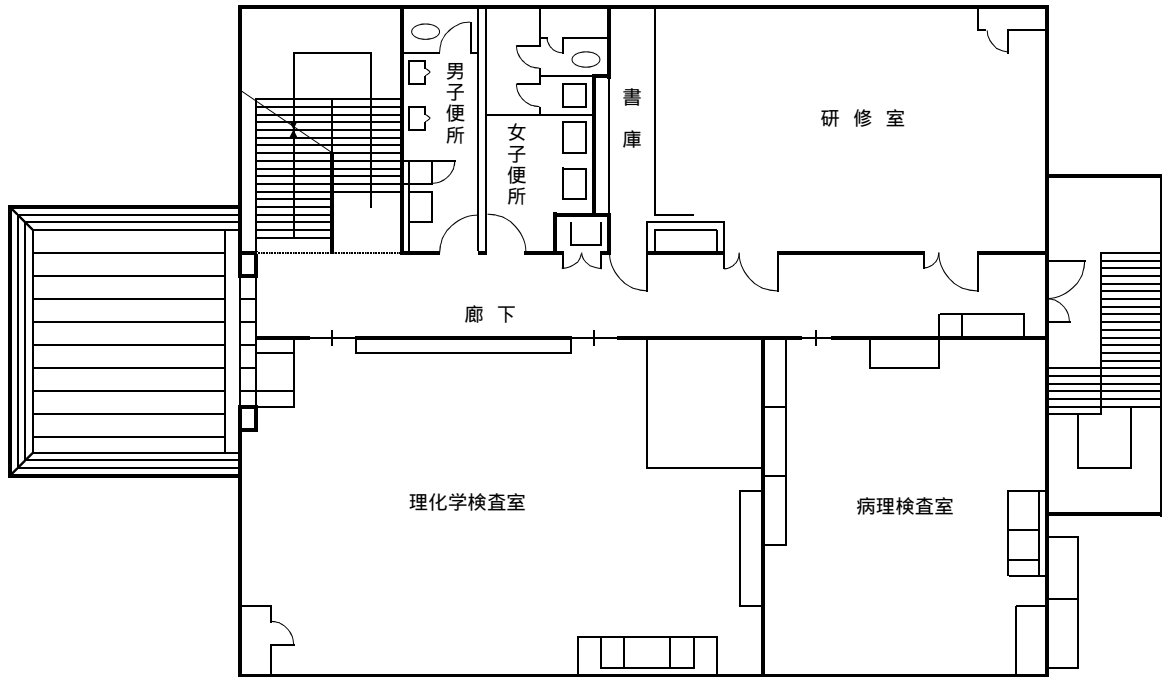
本館	鉄筋コンクリート	3階	延面積	752 m ²
1階	事務室、休憩室、解剖室、更衣室	外	259	m ²
2階	理化学検査室、病理検査室、研修室	外	248	m ²
3階	細菌検査室、ウイルス検査室、冷蔵冷凍庫室	外	232	m ²
R階	P3関係機械室		13	m ²
附属建物	鉄筋コンクリート造		延面積	110 m ²
1階	受水槽、変電室、発電室	外	58	m ²
2階	実験動物飼育室、実験室、倉庫	外	52	m ²
附属施設				
車庫	軽量鉄骨造 (車庫)		56	m ²

(2) 平面図

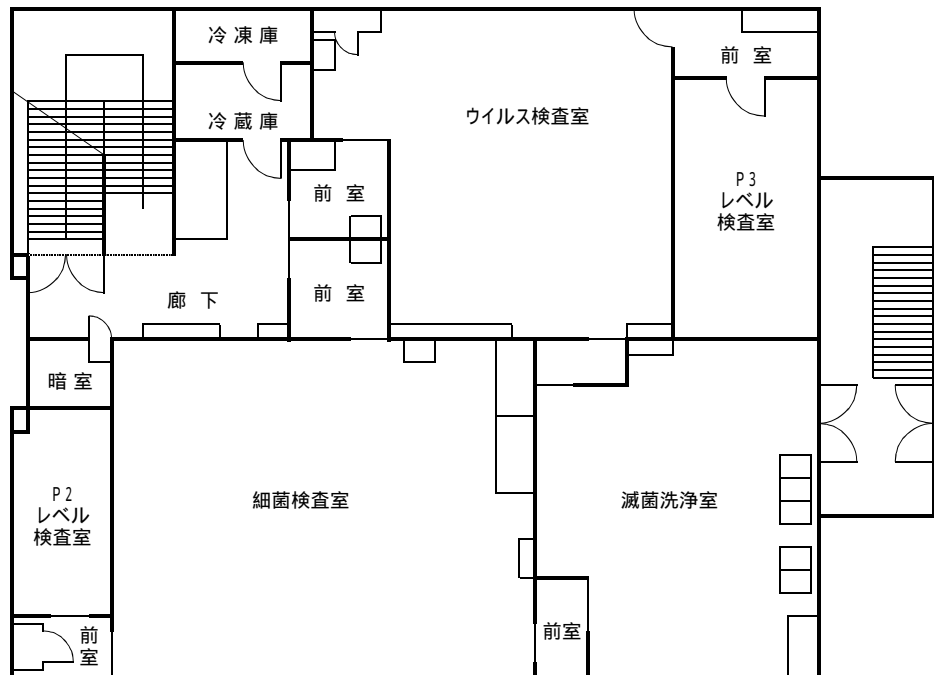
(1階)



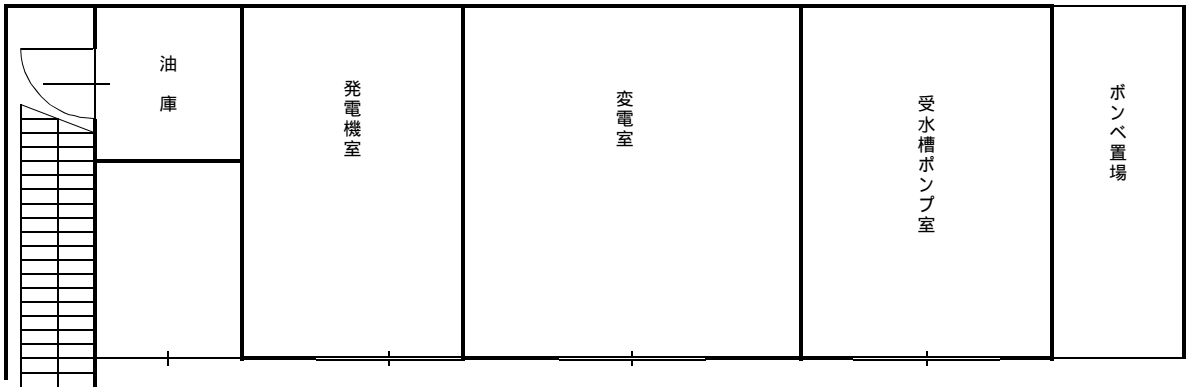
(2階)



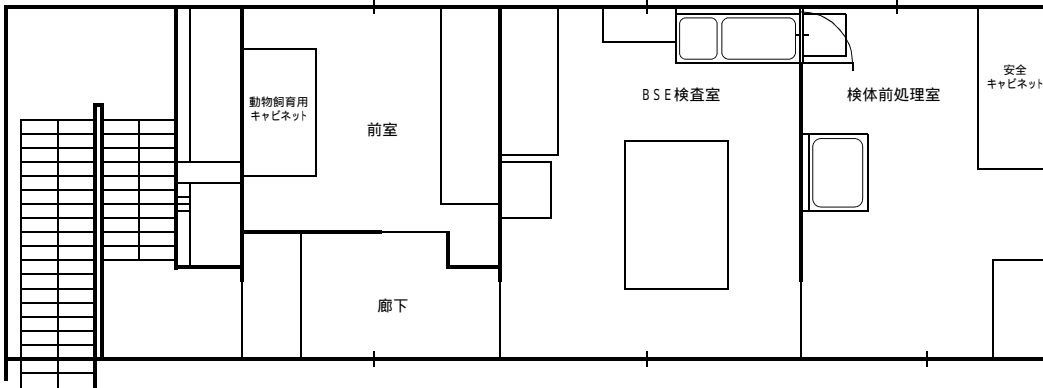
(3階)



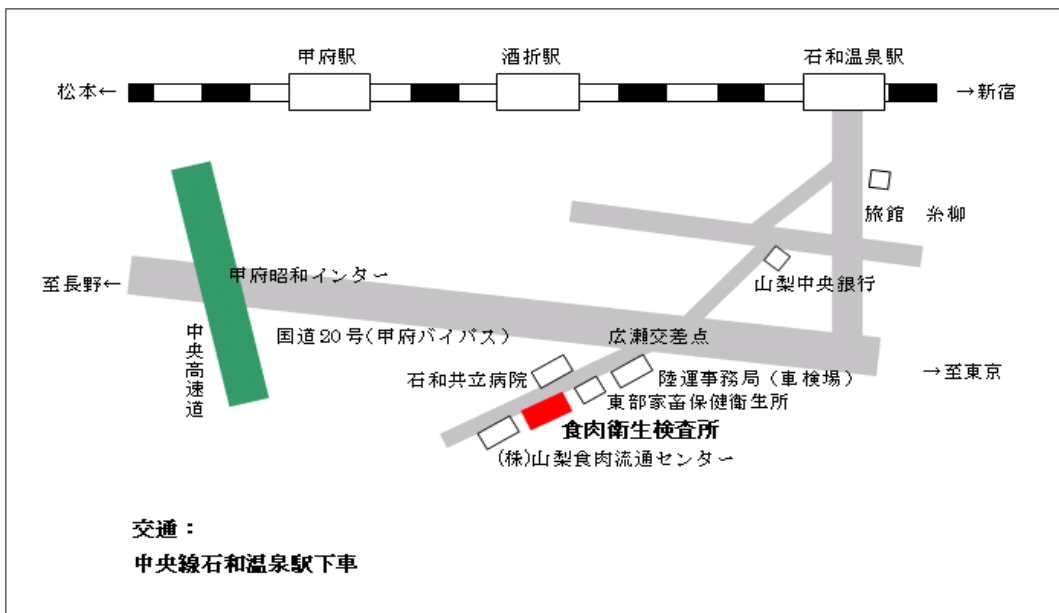
(別棟1階)



(別棟2階)



(3) 案内図



(4) 主要備品の一覧表

品 名	規 格 品 質
蛍 光 顕 微 鏡	ニコン X2F-EFD2
倒 立 顕 微 鏡	ニコン TMD2S
自 動 洗 浄 器	サンヨー MJW8000
全 自 動 血 球 計 算 器	日本光電 MEK-6358
フォトダイオードアレイ検出器	島津 SPD-M6A
パラフィン包埋ブロック作製装置	ティッシュエンベディングコンソール#4596
デ ィ ー プ フ リ ー ザ ー	サンヨー MDF-382AT
超 低 温 フ リ ー ザ ー	サンヨー MDF-U581AT
安全キャビネット付き飼育装置	BESTEX BCC-1600 A-NCR P
マイクロプレート用自動吸光度計	ラボシステムズ マルチスキャンマイクロマティック
ド ラ フ ト チ ャ ン バ ー	ダルトン DP-111K-1800
高 速 液 体 ク ロ マ ト グ ラ フ	島津 LC-VPシリーズ
純・超純水製造システム	日本ミリポア EQP-3Sシステム
動物用生化学自動分析装置	富士ドライケム7000V
D N A 増 幅 装 置	Biometra TProfessional Thermocycler
滑 走 式 ミ ク ロ ト ー ム	ライカ JUNG SM2000R
安全キャビネット(BSE用)	日本エアテック BHC-2203 A/B3
ク リ ー ン ベ ン チ	日本エアテック BCM1302W
安 全 キ ャ ビ ネ ッ ト	日立SVC-1302 EL C
多 検 体 細 胞 破 碎 機	安井器機 MB524TMA
自 動 包 埋 装 置	白井松器機 1400-3型
凍 結 組 織 切 片 作 製 装 置	マイルス社 4551

5. 山梨県と畜・食鳥検査手数料

畜種	牛	とく	馬	豚	山羊	食鳥	備考
金額	750	320	750	320	180	5	証明手数料 400

とく…1才未満の牛

平成7年4月1日 改正

(食鳥 平成4年4月1日)

6. と畜場・食鳥処理場一覧表

処理場名	区分	所在地	設置者	電話
(株)山梨食肉流通センター	私営	笛吹市石和町唐柏 1028	代表取締役 貴志和男	055-262-2288
山梨県畜産試験場	県営	中央市乙黒 963-1	山梨県知事	055-273-6441
甲斐食産株式会社	私営	笛吹市八代町米倉 1447	代表取締役社長 米山義智	055-265-5050

7. 処理場の開場状況

と畜場 月曜日～金曜日(土曜日開場随時)

AM 7:45 ~ PM 4:30

食鳥処理場 月曜日～土曜日

AM 6:30 ~ PM 3:15

第2章 事業概要

1. 事業の内容

- 1 食肉検査……生体検査、内臓検査、枝肉検査
- 2 食鳥検査……生体検査、脱羽後検査、内臓摘出後検査
- 3 精密検査……理化学検査、病理検査、生物科学検査
- 4 衛生検査……監視指導、ふきとり検査、講習会の開催

2. 食肉関係

衛生対策

健康な家畜の搬入、生産段階からの衛生管理の徹底を図るため、生体の汚染状況、疾病の発生状況について生産者及び臨床獣医師に検査結果等の情報をフィードバックしている。

また、県食品衛生監視指導計画に基づき、と畜場・併設食肉処理場の監視を行った。さらに、施設及び枝肉の細菌検査を行い、衛生管理責任者及び作業衛生責任者を中心に講習会・勉強会を実施し、食肉衛生の向上に努めた。

と畜検査の推移

処理頭数は、豚、牛はともに減少し、馬は増加した。

廃棄頭数は、牛については腫瘍による全部廃棄が増加し、敗血症による全部廃棄は減少した。豚の豚丹毒や膿毒症による全部廃棄が前年度に比較して減少した。

(1) 年度別食肉検査状況

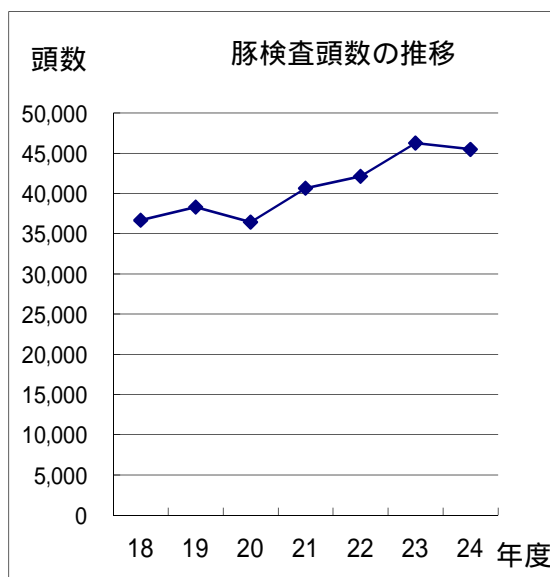
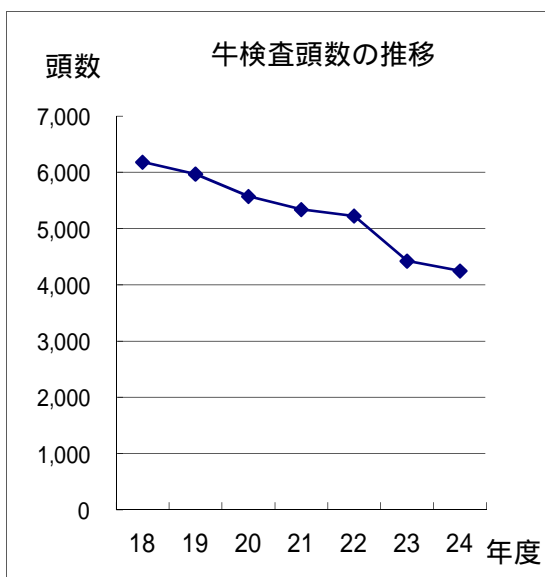
年度	区分	牛	とく	馬	豚	緬山羊	計
18年		6,183	45	444	36,658	0	43,330
19年		5,971	89	422	38,302	4	44,788
20年		5,575	82	409	36,430	12	42,508
21年		5,342	43	379	40,642	7	46,413
22年		5,225	36	498	42,125	4	47,888
23年		4,426	51	478	46,270	20	51,245
24年		4,251	31	950	45,486	18	50,736

(2)平成 24 年度と畜場別検査頭数

処理場名	畜種	開場日数	肉用牛	乳用牛	とく	馬	豚	緬羊	山羊	合計
(株)山梨食肉流通センター		247	3,362	889	31	950	45,486	17	1	50,736
山梨県畜産試験場		0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		247	3,362	889	31	950	45,486	17	1	50,736

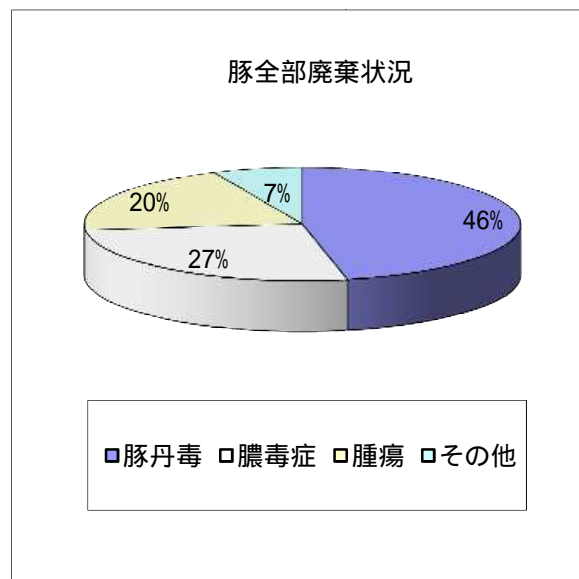
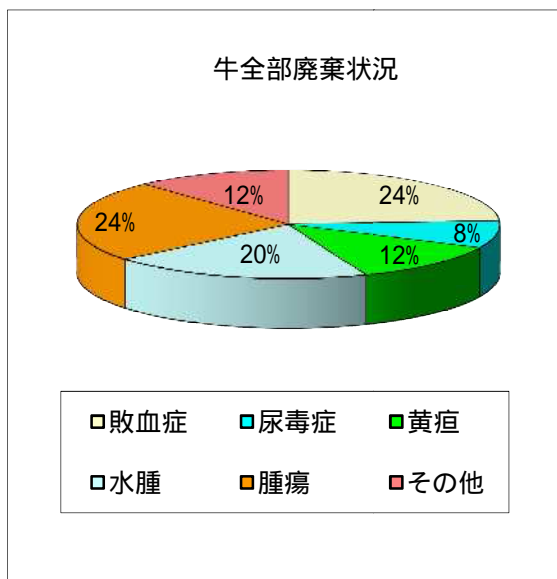
(3)月別検査頭数

月	区分	牛	とく	馬	豚	緬羊	山羊	合計
4		327	0	86	3,763	0	0	4,176
5		349	1	85	3,498	4	0	3,937
6		304	0	79	3,294	0	0	3,677
7		403	0	86	3,512	0	1	4,002
8		298	1	89	3,533	2	0	3,923
9		326	8	84	3,600	0	0	4,018
10		384	2	75	4,747	0	0	5,208
11		454	7	94	4,177	3	0	4,735
12		357	3	96	4,167	0	0	4,623
1		374	8	59	3,923	0	0	4,364
2		311	1	66	3,480	8	0	3,866
3		364	0	51	3,792	0	0	4,207
合計		4,251	31	950	45,486	17	1	50,736



(4) と殺禁止、廃棄状況

畜種 区分	牛			とく			馬			豚			緬山羊		
	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄
実 頭 数		27	2,840		1	12			330		15	38,060			1
豚 丹 毒											7				
トキソフ°ラス°マ															
寄 生 虫 病			2												
膿 毒 症		2									4				
敗 血 症		6			1										
尿 毒 症		2													
黄 疸		3	2												
水 腫		5	38						4						
腫 瘍		6							1		3				
放 線 菌 病															
炎症または炎症 産物による汚染		1	1,767			2			302			35,541			1
変性または萎縮		1	427			10			6		1	21			
そ の 他		1	604						17			2,498			
計		27	2,840		1	12			330		15	38,060			1



(5) 病名別一部廃棄状況

病名		畜種	と	く	牛	馬	豚	山	羊	緬	羊		
循環器系	心	外	膜	炎	1	54	0	1,338	0	0	0		
	心	筋	変	性	0	8	0	0	0	0	0		
	心	筋	炎		0	1	0	0	0	0	0		
	心	水	腫		0	1	2	0	0	0	0		
	脾	腫	大		0	0	0	0	0	0	0		
	脾	膿	瘍		0	1	0	0	0	0	0		
	リン	パ	節	膿	瘍	0	0	0	14	0	0	0	
体腔	腹	膜	炎		0	60	0	8	0	0	0		
	汎	漿	膜	炎	0	5	0	749	0	0	0		
	腹	腔	内	膿	瘍	0	4	0	0	0	0		
呼吸器系	鼻			炎	0	0	0	8	0	0	0		
	肺	炎	S	E	P	0	0	0	21,210	0	0	0	
			胸	膜	炎	型	1	45	1	10,804	0	0	0
			膿	瘍	型		0	3	1	234	0	0	0
			そ	の	他		3	51	6	14	0	0	1
	血	液	吸	入	肺	0	9	1	1,960	0	0	0	
	肺	気	腫		0	10	0	0	0	0	0		
消化器系	舌	潰	瘍		0	1	0	0	0	0	0		
	胃		炎		0	106	3	0	0	0	0		
	胃	膿	瘍		0	1	0	0	0	0	0		
	胃	腸	炎		1	14	1	33	0	0	0		
	小	腸	炎		1	96	12	162	0	0	0		
	大	腸	炎		1	96	12	72	0	0	0		
	抗	酸	菌	症	0	0	0	0	0	0	0		
	腸	気	泡	症	0	0	0	0	0	0	28		
	へ	ル	二	ア	0	4	1	8	0	0	0		
	脂	肪	壊	死	症	0	191	0	0	0	0	0	
	肝	炎	鋸	屑	肝	0	819	0	0	0	0	0	
			膿	瘍	型	0	178	2	11	0	0	0	
			肝	硬	変	型	0	5	1	287	0	0	0
			間	質	炎	型	0	180	16	8,399	0	0	0
			包	膜	炎	型	0	164	8	723	0	0	1
			胆	管	炎	型	0	146	3	0	0	0	0
			そ	の	他		0	217	20	763	0	0	0
肝	変	性		10	389	5	8	0	0	0			
二	ク	ズ	ク	肝	0	4	1	0	0	0	0		
肝	線	維	症	0	1	0	0	0	0	0			
囊	胞	肝		0	0	0	0	0	0	0			

病名		畜種	と	く	牛	馬	豚	山	羊	緬	羊
泌尿生殖器系	腎炎	出血型	0	2	0	2	0	0	0		
		膿瘍型	0	7	0	1	0	0			
		腎盂炎型	0	0	0	1	0	0			
		間質炎型	0	0	0	58	0	0			
		その他	0	7	0	17	0	0			
	腎梗塞	0	0	0	3	0	0				
	萎縮腎	0	0	0	3	0	0				
	嚢胞腎	0	1	0	416	0	0				
	水腎症	0	0	0	22	0	0				
	腎盂拡張症	0	0	0	1	0	0				
	膀胱炎	0	2	0	0	0	0				
	膀胱結石	0	1	0	0	0	0				
	子宮蓄膿症	0	1	0	0	0	0				
	子宮内膜炎	0	1	0	0	0	0				
	乳房炎	膿瘍型	0	0	0	0	0	0			
壊疽性型		0	0	0	0	0	0				
その他		0	4	0	0	0	0				
運動器系	放線菌病	0	0	0	0	0	0				
	頭膿瘍	0	1	0	0	0	0				
	筋肉出血	0	103	4	185	0	0				
	筋肉変性	0	110	1	12	0	0				
	筋肉膿瘍	0	12	0	578	0	0				
	皮下膿瘍	0	8	0	0	0	0				
	手術創	0	101	0	0	0	0				
	血腫	0	8	2	0	0	0				
	骨折	0	19	3	9	0	0				
	脱臼	0	32	1	1	0	0				
	骨膿瘍	0	0	0	0	0	0				
	関節炎	0	15	0	39	0	0				
	筋肉水腫	0	70	5	0	0	0				
	皮下水腫	0	8	0	0	0	0				
	フレグモ-ネ	0	0	0	0	0	0				
寄生虫	肝蛭症	0	3	0	0	0	0				
	豚肺虫症	0	0	0	0	0	0				
	エキノコックス	0	0	0	0	0	0				
腫瘍	黒色腫	0	0	0	13	0	0				
	その他	0	0	2	1	0	0				
その他	横隔膜炎	0	9	1	0	0	0				
	横隔膜水腫	0	12	0	0	0	0				
	横隔膜膿瘍				0	0	0				

(6) 衛生指導

・施設の拭き取り検査 「5.食肉衛生推進事業」の頁参照 (P 2-15)

・監視日数

と畜場・・・開場日数 2 4 7 日

その他、年 1 回担当職員及び処理場幹部職員にて実施

併設加工施設・・・月 4 回 実施 4 8 日

(7) フィードバック事業

希望生産者へ毎月 1 回検査結果をフィードバック

牛対象農家 4 戸

豚対象農家 22 戸

3. 食鳥関係

大規模食鳥処理場において食鳥処理法に基づく検査を行うとともに、山梨県監視指導計画に基づき、ふきとり検査結果等による食鳥処理場及び併設する食肉処理施設の監視指導、動物用医薬品を対象とした残留検査を実施した。

さらに、サルモネラ及びカンピロバクターの保菌調査や食鳥検査結果等のフィードバックを定期的に行うなど、生産サイドとの連携を強化した。

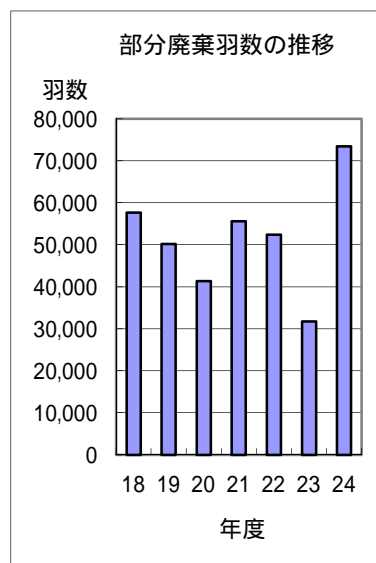
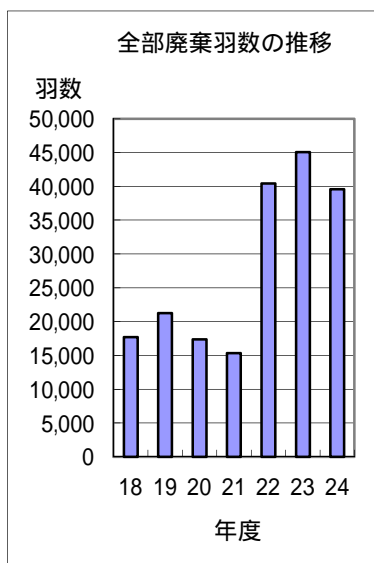
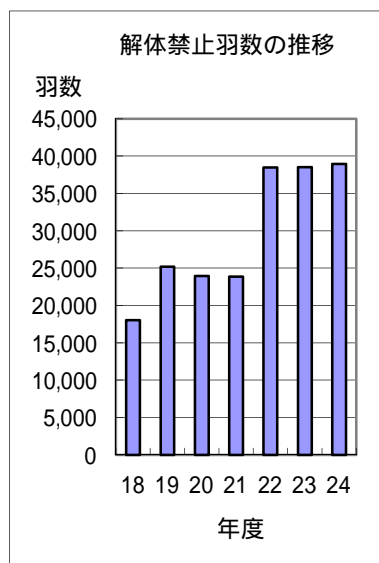
(1) 年度別検査羽数及び廃棄状況

年度別検査羽数

項目 \ 年度	18	19	20	21	22	23	24
出荷羽数	3,566,146	3,543,334	3,566,984	3,557,870	3,599,380	3,899,930	4,873,721
へい死羽数	4,368	4,626	5,495	5,658	9,950	6,513	9,906
検査羽数	3,561,778	3,538,708	3,561,489	3,552,212	3,589,430	3,893,417	4,863,815

年度別廃棄状況

項目 \ 年度	18	19	20	21	22	23	24
解体禁止合計	18,010	25,184	23,957	23,835	38,447	38,507	38,920
全部廃棄合計	17,678	21,252	17,378	15,326	40,414	45,033	39,561
部分廃棄合計	57,669	50,159	41,307	55,596	52,412	31,698	73,393

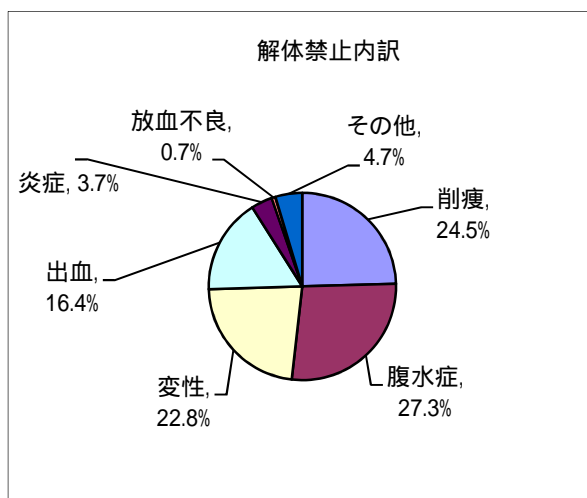


(2) 平成 24 年度検査結果

解体禁止												解体禁止合計
削瘦	放血不良	腹水症	マレック病	変性	出血	皮膚炎	関節炎	黄疸	外傷	湯漬過度	その他	
9,546	257	10,618	6	8,856	6,402	1,209	215	9	20	130	1,652	38,920

解体禁止は、0.80%（解体禁止羽数 / 検査羽数）で、前年度より減少した。

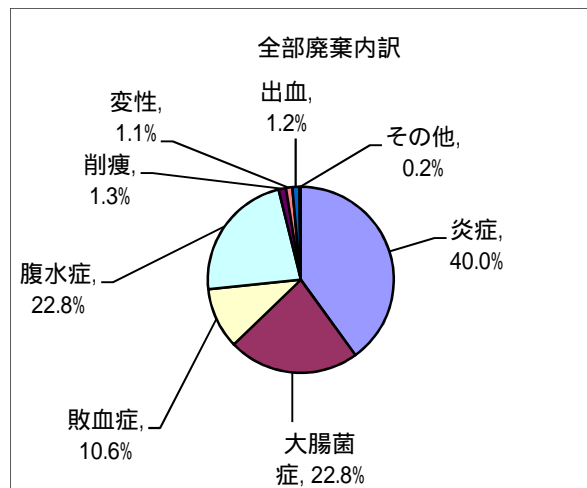
主な原因は、腹水症、削瘦（発育不良）、変性、出血で、出血の割合が増加した。



全部廃棄												全部廃棄合計
削瘦	放血不良	腹水症	マレック病	大腸菌症	敗血症	変性	出血	皮膚炎	関節炎	黄疸	その他	
496	2	9,020	27	9,007	4,185	432	492	15,790	46	1	63	39,561

全部廃棄は、0.81%（全部廃棄羽数 / 検査羽数）で、前年度よりやや減少した。

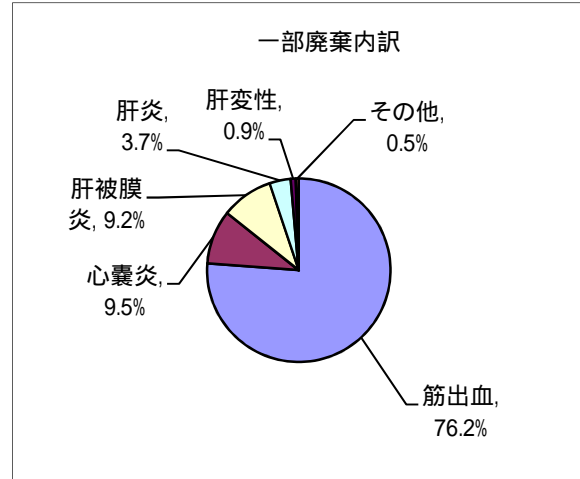
主な原因は、皮膚炎、大腸菌症、腹水症で、皮膚炎の割合が減少したが、腹水症の割合が増加した。



一部廃棄												一部廃棄合計
心嚢炎	肝炎	肝被膜炎	肝変性	脾の腫大	腸炎	関節炎	筋出血	骨折	皮膚炎	腫瘍	その他	
6,979	2,747	6,722	632	6	8	335	55,921	0	0	0	43	73,393

一部廃棄は1.50%（一部廃棄羽数/検査羽数）で、前年度より増加した。

主な原因は筋出血、心嚢炎、肝被膜炎で、心嚢炎、肝被膜炎の割合が減少し、筋出血の割合が増加した。



(3) 衛生指導

- ・施設の拭き取り検査 「5.食肉衛生推進事業」の頁参照（P 2-15）

- ・食鳥処理施設の衛生監視指導

食鳥処理場・・・ 279日

併設加工施設・・・毎週火曜・木曜実施 172日

その他、年4回担当職員及び処理場幹部職員にて実施

(4) フィードバック事業

食鳥処理場を介して生産者へ毎月1回検査結果をフィードバック

対象農家 35戸

4. 精密検査関係

疾病排除を目的とした各種疾病診断、微生物汚染防止のための枝肉や施設のふきとり検査および保菌調査、有害物質排除のための残留抗菌物質検査、TSE検査等を実施した。また、GLPを導入し、業務管理要領に基づいた検査を行い信頼性の確保に努めた。

(1) 精密検査実施状況

検査室名	区分	行政検査			調査研究			合計		
		検査頭数	検体数	検査数	検査頭数	検体数	検査数	検査頭数	検体数	検査数
理化学検査室	食肉関係	279	583	5,089	10	25	175	289	608	5,264
	食鳥関係	14	42	342	0	0	0	14	42	342
	小計	293	625	5,431	10	25	175	303	650	5,606
病理検査室	食肉関係	14	119	146	17	58	58	31	177	204
	食鳥関係	6	24	24	17	109	133	23	133	157
	小計	20	143	170	34	167	191	54	310	361
生物科学検査室	食肉関係	340	861	3,544	152	814	6,007	492	1,675	9,551
	食鳥関係	242	165	1,373	894	255	1,199	1,136	420	2,572
	小計	582	1,026	4,917	1,046	1,069	7,206	1,628	2,095	12,123
TSEスクリーニング検査	牛	4,282	4,282	4,282	0	0	0	4,282	4,282	4,282
	緬・山羊	18	18	18	0	0	0	18	18	18
	小計	4,300	4,300	4,300	0	0	0	4,300	4,300	4,300
小計	食肉関係	4,933	5,863	13,079	179	897	6,240	5,112	6,760	19,319
	食鳥関係	262	231	1,739	911	364	1,332	1,173	595	3,071

(2) 各検査室における検査内容

理化学検査室

血液検査を全自動血球計数器とドライケムを用いて実施し診断の参考とした。
平成24年度畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査を行った。

【行政検査】

検査内容	畜種	検査頭数	検体数	検査数
黄疸判定	牛	6	6	6
	豚	0	0	0
尿毒症の判定	牛	2	10	10
	豚	0	0	0
血液検査	牛	246	492	4,428
	豚	0	0	0
合成抗菌剤	牛	9	27	297
	豚	10	30	330
	鶏	10	30	330
フルベンダゾール	牛	3	9	9
	豚	3	9	9
	鶏	4	12	12
合計		293	625	5,431

【調査研究】

検査内容	畜種	検査頭数	検体数	検査数
合成抗菌剤新通知法	牛	5	15	165
HPLCによる脂肪及び筋肉からの ビリルビンの抽出方法の検討	牛	5	10	10
合計		10	25	175

病理検査室

食肉及び食鳥検査において病理組織学的検査が必要と認められる疾病が発見された場合、検査を行い診断の一助としている。

【行政検査】

検査内容	畜種	検査頭数	検体数	検査数
炎症	牛	0	0	0
	豚	2	12	21
	馬	0	0	0
	鶏	2	3	3
変性	牛	1	2	2
	豚	0	0	0
	馬	0	0	0
	鶏	0	0	0
腫瘍	牛	7	59	59
	豚	3	28	28
	馬	1	18	36
	鶏	4	21	21
奇形	牛	0	0	0
	豚	0	0	0
	馬	0	0	0
	鶏	0	0	0
その他	牛	0	0	0
	豚	0	0	0
	馬	0	0	0
	鶏	0	0	0
合計		20	143	170

【調査研究】

検査内容	畜種	検査頭数	検体数	検査数
病理研修会等	牛	4	11	11
	豚	5	17	17
	馬	8	30	30
	鶏	17	109	133
合計		34	167	191

生物科学検査室

解体後の検査において細菌性の疾病を疑った場合、病原菌の分離・同定等の微生物検査を実施し、診断の一助としている。また、食肉・食鳥関係施設および輸送車のふきとり検査を実施し、衛生指導に活用した。

【行政検査】

検査内容	種別	検査頭数	検体数	検査数
敗血症の検査	牛	14	86	344
	豚	0	0	0
	鶏	0	0	0
豚丹毒の検査	豚	38	103	412
牛白血病の検査	牛	7	44	88
0157、026、0111等ふきとり検査 (枝肉)	牛	96	192	1,152
	馬	0	0	0
ふきとり検査 (枝肉又は食鳥と体、施設)	牛	20	40	240
	馬	40	80	160
	豚	20	40	240
	鶏	232	53	477
	食肉関係施設		70	400
	食鳥関係施設		92	776
残留抗菌性物質モニタリング検査	牛	10	20	120
	豚	10	20	120
	鶏	10	20	120
残留抗菌性物質の検査	豚	1	2	12
厚生労働省ふきとり	牛	20	40	80
	豚	20	40	80
厚生労働省G F A P	牛	40	80	80
外部精度管理		4	4	16
合計		582	1,026	4,917

【調査研究】

検査内容	畜種	検査頭数	検体数	検査数
カンピロバクター保菌調査	鶏	440	44	220
サルモネラ保菌調査	鶏	440	44	308
鶏大腸菌調査	鶏	14	84	588
腸管出血性大腸菌保菌調査	牛	23	23	230
馬保菌調査	馬	27	351	4,563
ザルコシスティス調査	馬	102	258	1,032
A T P による 施設及び手指の汚染調査	食肉		182	182
	食鳥		83	83
合計		1,046	1,069	7,206

敗血症及び豚丹毒による処分頭数の年計推移

処分理由	動物種	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
敗血症	牛	3	3	3	7	4	4	12	24	14	18	7	10	8	9	12	6
	とく									2							1
	馬		1														
	豚	4	9	2	1	1	2	8	10	15	4	8	11	6	8	4	
豚丹毒	豚	11	14	46	17	4	15	20	24	3	3	3	2	3	18	12	7

5. 食肉衛生推進事業

食肉の衛生的な処理及び取扱いについて、食肉処理業者及び取扱者に対し普及啓発を図るとともに、消費者の食肉衛生に対する理解を深め、より安全な食肉を提供することを目的として年間を通じて食肉処理施設のふきとり検査や衛生講習会を実施した。特に平成 24 年 8 月 1 日から 8 月 31 日までを食肉衛生推進運動の期間と定め、食肉輸送車のふきとり検査を実施するとともに、食品衛生に関する研修会を開催した。

食肉処理場関係

項目	事業	期間	検体数	検査数	
検査	ふき取り検査	施設（と畜場）	H24.7.30～8.1	40	280
		施設（加工室）	H24.8.1	30	120
		馬と体	H24.8.16	32	414
	A T P 検査	輸送車	H24.8.7～8.10	31	94
		手指	H24.8.7～8.8	34	34
		施設（と畜場）	H24.8.17	21	21
		施設（加工室）	H24.8.7～8.9	31	33

項目	事業	期間	参加人数	対象
講習会	管理者講習会	H24.7.13～7.20	54名	と畜場及び併設する食肉処理施設の管理者職員
	従業員講習会	H24.11.9	40名	と畜場及び併設する食肉処理施設の従業員

食鳥処理場関係

項目	事業	期間	検体数	検査数	
検査	ふき取り検査	輸送車	H24.8.2～8.22	13	65
		と体	H24.7.31	41	139
		施設	H24.7.31	43	177
	A T P 検査	手指	H24.7.31	83	83

項目	事業	期間	参加人数	対象
講習会	管理者講習会	H24.9.18	7名	食鳥処理場及び併設する食肉処理施設の管理者職員
	従業員講習会	H24.8.28	80名	食鳥処理場及び併設する食肉処理施設の従業員

6. 研修

関係機関が開催する各種の県外研修に参加し、検査員の資質向上を図った。

また、基礎的知識、技能の習得のため、所内研修会を実施した。

月 日	出張内容	場所
H24/ 4/12	食品安全講習会	東京都
5/16 ~ 5/17	第64回全国食肉衛生検査所協議会病理研修会	神奈川県
6/1	第186回つくば病理談話会及びJPCスライドセミナー	茨城県
6/12 ~ 7/5	食肉衛生検査研修	埼玉県
7/20	第187回つくば病理談話会及びJPCスライドセミナー	茨城県
8/31	全国食品衛生監視員協議会第52回関東ブロック研修会	東京都
9/7	全国公衆衛生獣医師協議会総会及び研究発表	東京都
10/4	先進地視察研修（食鳥処理場）	青森県
10/5	第30回全国食肉衛生検査所協議会理化学部会総会及び研修会	栃木県
10/16	先進地視察研修（食肉処理場）	群馬県
10/16	HPLC入門研修会	東京都
10/18	秋季全国鶏病技術研修会	宮城県
10/24	第33回日本食品微生物学会学術総会	福岡県
10/26	関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会業績発表会	東京都
10/30	BSE対策の再評価に係る食品健康影響評価に関する説明会	東京都
11/2	動物由来感染症対策（狂犬病予防を含む）技術研修会	東京都
11/6 ~ 11/7	第65回全国食肉衛生検査所協議会病理研修会	神奈川県
11/22	全国食肉衛生検査所協議会微生物部会第32回総会及び研修会	埼玉県
11/30	第189回つくば病理談話会及びJPCスライドセミナー	茨城県
1/21 ~ 1/22	食肉衛生技術研修会・衛生発表会	東京都
1/23 ~ 1/24	食鳥肉衛生技術研修会・衛生発表会	東京都
3/8	第190回つくば病理談話会	茨城県
3/26	口蹄疫等発生基本防疫マニュアル研修会	東京都

第3章 調査・研究発表

1 鶏の蜂窩織炎の発生状況及び分離された大腸菌の細菌学的性状

平成24年度関東・東京合同地区三学会

谷昌代¹⁾ 鷹野由紀¹⁾ 田中西²⁾ 梶山千晴¹⁾

発表者所属 1) 山梨県食肉衛検 2) 山梨県衛生薬務課

.はじめに

県内大規模食鳥処理場に搬入されたブロイラーについて、平成22年から蜂窩織炎による廃棄率が急増したことから、その発生状況および細菌学的実態を把握することを目的とした調査を行ったところ若干の知見を得たので報告する。

.材料

平成23年4月から8月、平成24年4月から6月の間に食鳥処理場に搬入されたブロイラーのうち、蜂窩織炎の特徴的病変が認められ、皮膚炎として解体禁止処分としたと体11農家26羽を検体とした。

.方法

皮膚病変部、心臓、肝臓、脾臓、筋肉を無菌的に採材し、DHL寒天培地(栄研化学)および馬血液加GAM変法寒天培地(日水製薬)を用いて大腸菌を分離し、病原性大腸菌診断用免疫血清(デンカ生研)を用いた血清型別試験、Etest(アスカ純薬)を用いた薬剤感受性試験(ABPC、EM、KM、CP、ST、DC、SM、TC、EF)およびPCR法による病原性遺伝子の検索(VT・LT・ST・*astA*)を行った。

.結果

1 皮膚炎による廃棄率の推移

平成22年から蜂窩織炎が増加したため、検査員の廃棄基準を統一し、皮膚炎による月別廃棄率を比較したところ、最も高い廃棄率は平成23年8月の1.1%で、その後徐々に減少し、平成24年2月には0.1%まで低下した。

2 解体禁止と体から分離された大腸菌の細菌学的性状

と体26検体中24検体39株(蜂窩織炎病変部28株、病変部以外11株)の大腸菌が分離された。

血清型別試験では7血清型が確認され、078の割合が最も多かった(表1)。

3 薬剤感受性試験及び病原性遺伝子検索

分離株39株は、全て薬剤耐性で耐性パターンは、17パターンに分かれ、36株が2~8剤の多剤耐性であった。また、病原性遺伝子の保有状況調査では3株から*astA*が検出された。

表1 分離された大腸菌の血清型

血清型	と体数	<i>astA</i>
020	1 (4.2%)	(1)
025	1 (4.2%)	
074	1 (4.2%)	
078	8 (33.3%)	
0125	1 (4.2%)	
0165	1 (4.2%)	
025および0159	1 (4.2%)	
074および078	1 (4.2%)	
OUT	9 (37.5%)	(2)
合計	24 (100%)	(3)

.考察

今回、蜂窩織炎の病変部26検体中24検体から大腸菌が分離され、9検体(37.5%)から078が検出された。これは、全国的に多発している大腸菌性蜂窩織炎の報告と一致していた。

平成23年8月をピークに、導入ひなを変更することなどにより平成23年末から徐々に皮膚炎による廃棄率が減少していたが、平成24年に入って廃棄率が徐々に増えている農家もあり、飼養衛生管理の改善状況も含めた他の要因について、調査を継続して原因の究明を図っていきたい。

薬剤感受性試験では全ての株で何らかの薬剤に耐性がみられ、39株中36株が多剤耐性菌であった。蜂窩織炎を発生する生産農家は県内外にみられ、大腸菌の薬剤耐性パターンも様々であった。

一部の分離株から病原性遺伝子(粘膜付着能因子)*astA*が検出されたことから、食中原因菌となりうる事が示唆された。また、大腸菌の薬剤耐性も確認された。蜂窩織炎は皮下病変であるため、多くは中抜き検査で発見され、大腸菌の処理ラインへの汚染や、処理場内および食肉への汚染拡大の可能性が懸念される。このことから当該疾病排除、食鳥と体の取扱いおよび機械器具の洗浄消毒等を徹底し、施設の汚染防止を食鳥処理場に周知するとともに生産サイドへの検査結果のフィードバックなどにより安全な食鳥肉の生産を支援していきたい。

2 馬の肝臓

全国食肉衛生検査所協議会 第 65 回病理研修会

演題：馬の肝臓

機関名：山梨県食肉衛生検査所 氏名：大石裕輔

動物名：馬 品種：軽種馬（サラブレッド：黒鹿） 性別：去勢 年齢：不明

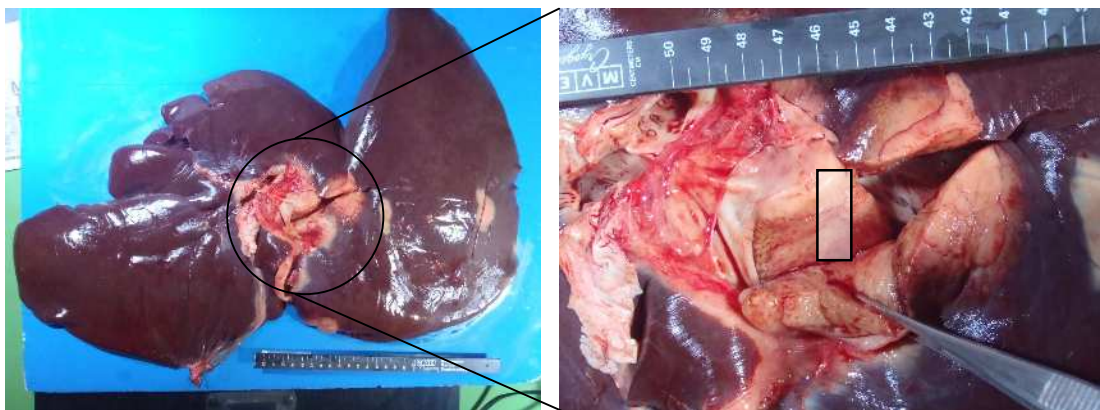
病歴：不明

生体所見：著変なし

肉眼所見：肝臓の門脈付近に直径 5cm 及び 3cm の 2 つの腫瘤と、外側左葉辺縁に 5cm の腫瘤が 1 つ見られた。腫瘤はいずれも、充実性で乳白色を呈し、断面は平滑で、肝臓実質との境界は不明瞭であった。肝臓リンパ節は確認できなかった。また、脾臓に直径 6cm の赤色血腫様腫瘤、右腹壁に長径 7cm 及び 3cm の偏平なリンパ節様腫瘤が 2 つ見られた。

組織所見：肝臓の腫瘤は、いずれも小型のリンパ球様細胞が、正常肝細胞との境界を比較的明瞭にして集簇していたが、一部の小葉間結合組織や類洞内にも見られた。この細胞の核は円形、ヘマトキシリンに濃染し、核小体は不明瞭、核分裂像はほとんど見られなかった。増殖巣における膠原線維の増生は乏しかった。脾臓の腫瘤は、殆どが赤血球で占められた血腫であり、腫瘍細胞は見られなかった。右腹壁の腫瘤はリンパ節構造を形成し、皮質と思われる部分には大小様々なリンパ球が存在し、小さいものはヘマトキシリン濃染で核小体不明瞭で、大きいものはヘマトキシリン淡染で核小体明瞭であった。

採材部位： 左図：肝臓全体像 右図：門脈付近拡大写真及び切り出し部位（スライド 1）



右腹壁腫瘤切り出し部位（スライド 2）：不掲載

固定方法：10%中性緩衝ホルマリン

行政処分：一部廃棄

組織診断名：リンパ腫

疾病診断名：肝臓のリンパ腫